

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報保護基準

令和5年3月6日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、市が公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項の規定において準用する同条第1項の規定による個人情報の安全管理について講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定に記載する事項)

第2条 市は、指定管理者と公の施設の管理について協定を締結するに当たっては、協定書に次に掲げる内容を記載するものとする。

- (1) 指定管理者は、法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨に即して、指定管理施設の管理運営の業務（以下「業務」という。）における個人情報の保有、利用、提供、適正管理等の取扱いに関する事項並びに個人情報の本人が開示、訂正、利用停止等を求めることができるよう必要な規程を定めること。
- (2) 指定管理者は、業務に係る個人情報の適正な管理のために必要である組織的、人的、物理的又は技術的な安全管理措置を講じなければならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならないこと。

(その他の留意事項)

第3条 市が、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合にあつては、前条に規定するほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 指定管理者が法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者該当する場合は、法に留意して必要な事項を規定するよう指導するものとする。
- (2) 指定管理者が個人情報等の取扱いに関し不正の取扱いをした場合は、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は損害賠償を請求する場合があること、基本協定に違反して個人情報を不当な目的に利用した場合等は、法の規定に基づき処罰される場合があること等を基本協定の締結に当たって指定管理者に周知すること。
- (3) 市は、指定管理者が個人情報の取扱いを含む業務を第三者に委託しようとする場合は、当該委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、契約書等で必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、当該委託を承諾してはならない。

(事故発生時の対応)

第3条 市は、指定管理者において業務に係る個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、直ちに状況を把握し、当該指定管理者とともに、被害の拡大防止又は復旧、情報漏えい等の対象となった本人への対応等のための必要な措置を講ずること。また、当該指定管理者に対し、個人情報の適正管理に関しての指導を行い、当該事故の概要、原因等の事実関係、再発防止のためにとった措置等が記載された報告書の提出を求めること。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者は、〇〇施設の管理運営の業務（以下「業務」という。）を行うに当たって取り扱う個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3条 指定管理者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定めなければならない。

(保有の制限)

第4条 指定管理者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第5条 指定管理者は、市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は市の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第6条 指定管理者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損又は滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

(個人情報の消去等)

第7条 指定管理者は、業務の目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該指示によるものとする。

2 指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消され、当該指定管理者以外の者に〇〇施設の管理者が交代した場合にあっては、その保有する個人情報について、市が指示する方法により速やかに、かつ、確実に引き継ぐものとする。

(従業員等への教育研修)

第8条 指定管理者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対し、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当の目的に使用してはならないこと。

(2) 業務に従事する者が遵守すべき事項その他管理業務の適切な履行に必要な事項
(苦情の処理)

第9条 指定管理者は、業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(実地調査)

第10条 市は、指定管理者が業務で取り扱う個人情報の利用、管理その他の取扱い状況等について、必要に応じ、実地に調査することができる。

(報告又は資料の提出)

第11条 市は、指定管理者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、指定管理者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第12条 指定管理者は、業務に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに市に対し、当該事故に関する個人情報の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により報告し、市の指示に従わなければならない。